

計 画 書 （案）

那覇広域都市計画公園の変更（沖縄県決定）

都市計画公園中 5・5・那 5 号首里城公園を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番号	公園名			
総合公園	5・5・那 5	首里城公園	那覇市首里当蔵町 1 丁目	約 18.0ha	・城跡（首里城） ・その他の遺跡（玉陵、円覚寺跡、中城御殿跡） ・池（龍潭） ・管理事務所（総合案内所） ・駐車場
			〃 当蔵町 2 丁目		
			〃 当蔵町 3 丁目		
			〃 真和志町 1 丁目		
			〃 金城町 1 丁目		
			〃 大中町 1 丁目		
			〃 赤田町 1 丁目		

「区域は計画図表示のとおり」

理由：

琉球王国時代世継王子の屋敷であった中城御殿の跡地は、体験学習施設を整備することで、首里城及び琉球の歴史・文化に関する教育普及の場としての役割を担うとともに歴史的風致景観を創出します。これらの計画に基づき、中城御殿跡は、体験学習施設等の整備や遺構の保存等のため隣接する都市計画道路大中細街路（7・7・那 26 号大中 2 号線）及び那覇市道（当蔵 1 号）との境界までを必要な範囲とし、都市計画区域の変更が必要となりました。

以上を踏まえ、面積約 0.1ha の増加となるため、公園面積を約 17.9ha から約 18.0ha に変更しようとするものです。